

入 札 公 告

建設工事の請負について、総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

この工事は、低入札価格調査制度の対象となる建設工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

さらに、落札者には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第1項に基づく書面説明について、書面提出を求めます。

また、この工事は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。）第2条第2号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」といいます。）に該当するものです。

令和 8年 5月 22日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工事番号 | 8文保第7号 |
| 工 事 名 | 国宝 興福寺五重塔 揚前工事 |
| (2) 工事場所 | 奈良市 登大路町48番地 興福寺境内地内 |
| (3) 工事概要 | 国宝興福寺五重塔の保存修理のための揚前工事 |
| (4) 工事期間 | 令和8年11月1日（予定）～令和10年3月31日 |
| (5) 予定価格 | 957,671,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含む。） |
| (6) 入札保証金 | 要（詳細は、入札説明書の8によります。） |
| (7) 契約保証金 | 要 |
| (8) 入札方法 | 郵便による入札 |
| (9) 入札回数 | 1回 |
| (10) 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式により決定 |
| (11) 前払金 | 請求可 |
| (12) 議会の議決 | 要 |
| (13) 支払予定額 | 令和8年度 31%、令和9年度 69%
(契約をする際に変更となることがあります。) |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）のいずれもが次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第3に定める入札参加申込書の提出をし、競争入札参加資格の確認を受け、第4に定める技術提案書（事前）の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者で、第3に定める入札保証金の納付等の手続を完了した者のみが、この工事の入札に参加することができます。ただし、共同企業体構成員は、2以上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできません。

共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも2

0%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率でなければなりません。

また、**共同企業体構成員の半数以上が、奈良県内に本店を有していなければなりません。**

1	登録業種	建築一式工事
<p>県内に本店または営業所を有する者は、令和7年度の登録とします。ただし、令和8年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格審査申請において、当該登録業種の申請を行っていない場合は参加することができません。また、県外に本店を有する者は、令和7・8年度の登録とします。</p>		
2	登録等級	共同企業体代表者は県内本店にあつてはA等級、県内営業所あるいは県外業者にあつては経審点900点以上
3	本店又は営業所の所在地に関する条件	<p>(1) 共同企業体の代表者 建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている本店が奈良県内にあり、奈良県建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事の等級がA等級の者であつて、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第1項に規定する経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。 又は、建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている営業所が奈良県内、又は県外にあり、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者であつて、かつ、経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者以外の共同企業体構成員の一者 建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている本店が奈良県内にあり、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有すること。 又は、建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている営業所が奈良県内、又は県外にあり、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有すること。</p> <p>(3) 上記以外の共同企業体構成員 (2)に同じ。</p>
4	施工実績等	共同企業体代表者にあつては、国宝・重要文化財建造物をはじめとする指定文化財建造物について、過去15年間（平成23年4月1日～令和8年3月31日）に建造物本体の修理、素屋根の建設または解体、いずれかを含む建築一式工事を元請または直営で完工した実績を有する者
5	設計業務の受託者との関連に関する条件	<p>次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名 称 清水建設株式会社奈良営業所 所在地 奈良市大宮町七丁目1番33号</p>
6	配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で、共同企業体構成員ごとに各1名配置できること。ただし、共同企業体の代表者において監理技術者を配置すること。</p> <p>① 入札説明書1の(3)の配置予定技術者の資格要件を満たす者 ② 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日</p>

	<p>までに完成し、引き渡し完了した1の登録業種に係る工事の従事経験を有する者</p> <p>③ 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者</p> <p>④ 共同企業体の代表者の配置技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内の建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者</p>
7 現場代理人に関する条件	<p>共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。</p> <p>なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。</p>
8 その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書及び設計図書等の交付 ※奈良県ホームページからダウンロードできます。	令和8年5月22日（金） ～ 令和8年7月15日（水）	奈良県ホームページ内「文化財保存事務所入札情報」より当該広公告ページへリンクします。
現場説明書等の交付 ※奈良県ホームページからダウンロードできます。	令和8年5月22日（金） ～ 令和8年7月15日（水）	奈良県ホームページ内「文化財保存事務所入札情報」より当該公告ページへリンクします。
設計図書等の閲覧	令和8年5月22日（金） ～ 令和8年7月15日（水） 各日午前9時～午後4時 （正午から午後1時までを除きます。）	閲覧場所 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係 電話 0742-27-9865
設計図書等の貸与 （閲覧時の申出者のみ）	令和8年5月22日（金） ～ 令和8年7月15日（水） 各日午前9時～午後4時 （正午から午後1時までを除きます。）	貸与場所 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係
設計図書等の返還	令和8年7月15日（水） までに右記に郵送または持参する（落札決定者を除く）	返還先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係
入札参加申込書（様式S0）の提出	令和8年5月29日（金） 午後4時00分まで（期限内に到達したもののみ有）	提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

	効) ※右記に郵送または持参する	
現場確認の申出	現場確認を行いたい場合は右記に連絡すること。 ※現場説明会は行いません。	奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 興福寺出張所 TEL 0742-23-5294
設計図書等に関する質問の受付 ※質問は、設計図書等に関することに限ります。	令和8年5月29日(金) 午後4時00分まで 書面に限ります。	提出先 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 興福寺出張所 FAX 0742-23-5294
質問に対する回答	令和8年6月3日(水) (予定)	※入札参加申込者あてにFAXまたはメールにて送付します。
技術提案書(事前)の提出 ※共同企業体の構成に関する協定書(様式S2)及び共同企業体の代表者に対する委任状を同封してください。	令和8年6月9日(火)午後4時00分まで(期限までに到達したもののみ有効。) 書留郵便に限ります。 ※封筒には、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「技術提案書在中」と朱書きしてください。	送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長あて
技術提案書(事前)の適否の通知	令和8年6月30日(火) (予定)	書面により通知します。
技術提案書(事前)の適否に対する理由の説明請求(欠格とされた者のみ)	令和8年7月2日(木) 午後4時00分まで 任意の書面持参に限ります。	提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係
技術提案書(事前)の適否に関する理由の回答	令和8年7月6日(月) (予定)	
入札保証金の納付等	令和8年5月29日(金) ～ 令和8年7月10日(金) 午後4時00分まで(期限までに到達したもののみ有効。) 持参又は書留郵便に限ります。 ※書留郵便で提出する場合は、封筒の表に、<共同企業体名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「入札保証に係る書類在中」を朱書きしてください。	提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長あて
入札書・入札金額の内訳書・配置予定技術者等申告書・必	令和8年7月10日(金)	郵送先

要な場合は低入札価格調査意向確認書の提出 ※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、レベル1から2までの記載をしてください。	午後4時00分まで (期限までに到着したもののみ有効。 書留郵便 に限る。) 入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、工事名、工事番号及び入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書、工事費内訳書、配置予定技術者等申告書、また必要な場合には低入札価格調査意向確認書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をすること。	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長あて (所長あて親展) ※この工事の入札において使用する「工事費内訳書」の様式を作成していますので、工事費内訳書は、必ずこの様式を使用のうえ、入札説明書「工事費内訳書に関する事項」に留意して作成してください。
開札	令和8年7月13日(月) 午前10時00分	開札場所 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局入札室 県庁主棟1階西側
技術提案書(事後)の提出 (第5に該当する者のみ)	令和8年7月15日(水) 午後4時00分まで <u>持参に限りま</u> す。	提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係
競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出 (第5に該当する者のみ)	令和8年7月15日(水) 午後4時00分まで <u>持参に限りま</u> す。	提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

※上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」といいます。)及び正午から午後1時までを除きます。

第4 技術提案書(事前)の内容確認

- 1 入札参加者は、第3の「技術提案書(事前)の提出」に定めるとおり技術提案書(事前)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事前)」といいます。)を書面により各1部(ただし、様式8-6①、様式8-6②及び様式8-7①については各2部)提出し、内容確認を受けなければなりません。
- 2 技術提案書等(事前)のうち、技術提案に関する具体的な評価内容については次の表の通りとします。企業の施工実績等の詳細については入札説明書によります。

評価項目	評価内容	
技術提案に係る項目 (18点)	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 【様式8-6】①	揚前に用いる鉄骨構台は、五重塔内部の狭小空間あるいは屋根面上部や軒先部で鉄骨建方を施工する必要がある。設計上求められる鉄骨構台の施工精度を保ちつつ、鉄骨建方施工時に塔木部に損傷を加える危険性を低減させるための具体的な工夫を提案・実施する。 ただし、史跡地の掘削が生じる提案やコンクリートの配合及び構造変更に関する提案は除く。

	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 【様式 8-6】②	二重柱の揚前施工時に五重塔全体が傾斜することを未然に防ぐための具体的な工夫を提案・実施する。 ただし、設計図面に示すジャッキアップ仕様に変更が生じる提案は除く。
	社会的要請の対応に関する項目 【様式 8-7】①	鉄骨構台における資材搬入に際して、一般人・観光客に対する事故を未然に防ぐための具体的な工夫を提案・実施する。 ただし、図面 A-12 に示す指定仮設に変更が生じる提案や道路管理者の許可を要する提案は除く。特に、興福寺境内に敷設する養生鋼板の範囲が拡大する提案や三条通りを占用して機器等を設置する提案は評価しない。

3 期限までに**第3において指定する先に**技術提案書等（事前）を提出しない者及び技術提案書等（事前）が適正でない者（未記載及び**技術提案内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合【※】**を含みます。）若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この工事の入札に参加することができません。

【※】技術提案書を作成する際に、専門工事業者等（他の入札者を除く。）の協力を得ることを妨げるものではないが、その場合であっても、提案内容が入札者独自のものであることについて責任を持つ必要があり、例えば他の入札者が提出した技術提案書と酷似している等の場合は、提案内容が独自のものでないと判断し、入札者心得に違反するものとして入札参加停止措置（措置期間2月）を講じることがある。

第5 技術提案書（事後）の内容確認

- 1 開札後、落札候補者（評価値の最も高い者）については、第3の「技術提案書（事後）の提出」に定めるとおり技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。
- 2 企業の施工実績等の詳細については落札者決定基準によります。
- 3 技術提案書等（事後）の内容確認後、落札候補者の技術評価点に変更となり、かつ評価値の最も高い者が変更になった場合は、再度、最も評価値の高い者を落札候補者とします。
- 4 前項の規定に基づく落札候補者は、発注者が指定する日時までに、奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係に技術提案書等（事後）を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。

第6 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者（評価値の最も高い者）は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第7 その他

- 1 落札者の決定方法等

- この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び評価内容は次のとおりとします。
- (1) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を28点として評価するものとします。
 - (2) 「加算点」は、落札者決定基準のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

技術提案評価型②

評価項目	評価内容	
技術提案に係る項目 (18点)	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	揚前工程における不陸制御の方法 (2提案)
		鉄骨構台の組立・解体における五重塔木部への安全対策 (2提案)
	社会的要請の対応に関する項目	鉄骨構台の資材搬出入経路における安全対策 (2提案)
企業の施工実績等 (10点)	企業の施工実績	工事成績評定及び表彰
	ISO9000シリーズ、 配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績	ISO9000シリーズ認証取得 同種工事(指定文化財建造物の揚前工事の施工経験)
	地域精通度	本店または営業所の所在地
	社会・地域貢献	災害協定の締結
	小計28点	

- (3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と落札者決定基準の評価項目ごとの評価及び配点によって得られる「加算点」の合計(「技術評価点」といいます。)を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(「評価値」といいます。)をもって行います。

(4) 評価内容の担保

- ア 入札時に評価された技術提案の内容は受注者の責において誠実に履行してください。
- イ 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置してください。ただし、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置してください。満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務してください。

- (5) 詳細は、入札説明書によります。

2 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

3 本契約の成立

- (1) この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。
- (2) 落札決定後、奈良県議会の議決までの間に、落札した共同企業体構成員のうち1者以上が競争入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。)を受けた場合は、仮契約を

締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った共同企業体構成員又は入札参加停止を受けた共同企業体構成員を除いて共同企業体の構成に関する協定書の変更を申し出た場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め2者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

4 工事の開始時期について

この工事の入札において、調査基準比較価格を下回る価格で入札が行われるなどにより、仮契約の締結が遅れ、令和8年9月議会への上程ができなくなった場合は、次の議会で議決があるまでの間、この工事の着工が延期になる場合があります。

5 奈良県公契約条例の適用

この工事は、特定公契約として契約するものであり、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、同条例第8条から第17条までの規定の適用を受けるものとします。

6 問い合わせ先等

- (1) 入札及び競争入札参加資格確認申請書等に関すること
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係
- (2) 技術提案書等に関すること
同上
- (3) 契約を担当する部課等の名称及び所在地等
同上

7 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 代表者又は受注者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。
- (3) 奈良県公契約条例に関する明示
この契約は、奈良県公契約条例第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。
契約書には、別添の「特定公契約特約条項」を添付します。
この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。
この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。
詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。